

第7回緑区中山町住居表示検討委員会

日時：平成29年3月14日（火）

午後3時から

会場：中山町自治会館

次 第

1 開会

2 議事

(1) 新町名アンケートの内容について **資料1**

(2) 寺山町Aエリアへの新町名アンケート配付方法について **資料2**

3 報告

4 次回以降の検討委員会について(日程調整)

5 閉会

(素案)

平成〇年〇月 緑区中山町住居表示検討委員会からのお願い

緑区中山町地区住居表示実施に伴う
新町名アンケート

(回答締切：平成29年〇月〇日(〇)必着)



緑区キャラクター ミドリン

緑区中山町地区では「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」などの住所の混乱を解消するための事業「住居表示」の実施について、検討を進めています。

住居表示を実施すると町名が新しくなります。そこで、新しい町名について、地域にお住まいの皆様のご意見を伺いたいと考えていますので、御協力をお願いいたします。

【案1】中山町地区全体を「中山〇丁目」とする



- 町名が簡明でわかりやすい
- △ 「中山」という町名は他市町村にも多数あるため、正確な住所を書かなければインターネット等での住所検索に手間がかかる

【案2】JR横浜線の北側を「中山北〇丁目」、南側を「中山南〇丁目」とする



- 南北に分けることで場所のイメージが掴みやすく、住所を特定しやすくなる
- △ 「南」「北」を付け忘れると住所を特定できない

【回答方法】郵便ハガキ(切手不要)

下部の返信ハガキを点線で切り取り、回答を記入し、郵便ポストに投函してください。(切手不要)

※回答は1世帯あたり1回です。

住居表示実施に伴う新町名アンケート 回答

ふさわしいと考える項目に○をつけてください。

回答締切：平成29年〇月〇日(必着)

<案1>
中山町地区全体を中山〇丁目とする案に賛成

<案2>
JR横浜線の北側を中山北〇丁目、南側を中山南〇丁目とする案に賛成

案1、案2以外の町名案や、住居表示について御意見等があれば、自由に記入してください。

御意見等に関しては、インターネットでも受け付けています。

ただし、**新町名案については、必ず郵便ハガキで回答**してください。

※インターネットで町名の回答をいただいても、無効となります。

※お寄せいただいた御意見等に個別の回答はできませんが、住居表示検討委員会で報告します。

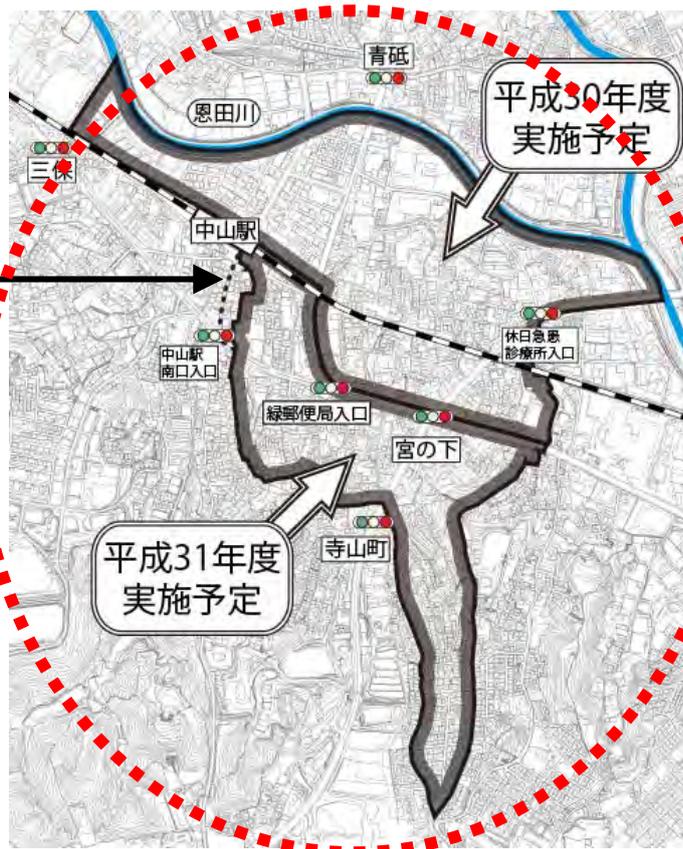
横浜市 住居表示

検索

裏面あり

<お住まいの町に○をつけてください> 中山町 ・ 寺山町

【中山町地区 区域図】



●緑区中山町地区における 住居表示実施検討区域 (アンケート用紙配付範囲)

- ・中山町の全域
右図グレーの範囲
- ・寺山町の一部
右図の点線で囲まれた範囲

※町境を恒久的な道路に合わせるよう整理し、住所をわかりやすくすることを目的として、寺山町の一部も中山町地区と併せて住居表示実施対象に含めるかどうか、検討しています。

●住居表示の概要について

- ・メリット
同番地や飛び番地の住所を整理することで住所の特定を容易になるため、緊急車両の遅延や配達物の誤配等を防ぐことができます。

・住所の変わり方

<今の住所(地番を使用)>

緑区 中山町 ●●●●番地 ●●

<住居表示実施後の住所>

緑区 ●●(●丁目) ●●番 ●●号

・住居表示の実施時期

平成30年又は平成31年秋頃に実施予定
(中山町地区を2回に分けて実施します)

●新町名の考え方

「横浜市住居表示整備要綱」では、

- ・歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの
- ・全市を通じて同一町名、類似町名は避けると規定されています。

緑区中山町住居表示検討委員会では、由緒ある「中山」を新町名に用いることが望ましいという意見にまとまりました。

●その他検討経過等

住居表示の検討経過や今後のスケジュールについては、インターネットで順次公開しています。

横浜市 住居表示

検索

【御意見・問合せ】

横浜市市民局窓口サービス課
住居表示担当
(緑区中山町住居表示検討委員会事務局)

T E L : 045-671-2320

F A X : 045-664-5295

Eメール : sh-juukyo@city.yokohama.jp

(料金受取人払い)

〒231-8790

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市役所 市民局窓口サービス課
住居表示担当 行

(参考) 第6回検討委員会で決定した町区域案について



寺山町Aエリアへの新町名アンケート配付方法について

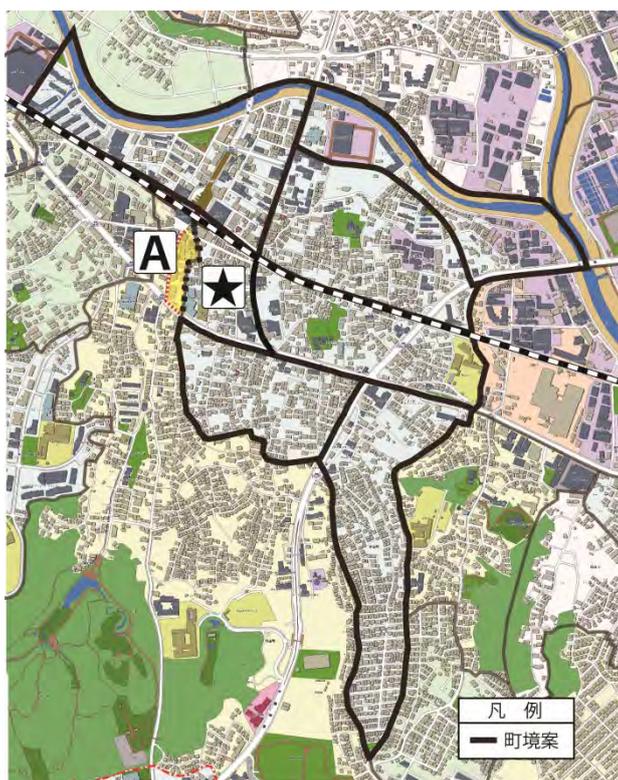
新町名アンケートは、中山町地区全体の住居表示実施を見据え、平成29年6月頃に実施する必要があります。

Aエリアでも住居表示を実施する可能性があるため、Aエリアにも新町名アンケートを配付する必要がありますが、混乱を防ぐため、配付の手順について、あらかじめ検討します。

<事務局案>

- 1 Aエリア及び★エリアへ住居表示に関する説明会を実施(～4月下旬まで)
段取りについて、中山町自治会及び寺山町自治会と事務局で調整します。
- 2 Aエリア及び★エリアに配付するアンケート用紙に、アンケート配付に関する説明資料を添付(説明資料素案：資料2-2参照)
今後の検討状況によっては、Aエリアは住居表示実施対象とならない可能性があります。そこで、アンケートを配付する目的について、お知らせするための説明資料をアンケートに添付します。
また、Aエリアを住居表示実施対象としないことで、隣接する★エリアも住居表示実施が保留となる可能性があります。このため、★エリアにも、同様の説明資料を配付します。

<中山町地区全体図>



A・★エリア配付資料 素案

お知らせ

新町名アンケートに記載のとおり、現在、中山町地区において、住居表示実施について検討しています。住居表示の実施にあたっては、住所をわかりやすくすることを目的として、法令に基づき、町境を恒久的な道路等に設定することとされています。

このたび、中山町地区の住居表示実施を検討するにあたって、中山町と寺山町の町境を調査した結果、公道等に沿っていない町境が一部見受けられました。

① 寺山町の一部

町境を恒久的な道路等に設定するため、住居表示実施対象とし、駅前のバス通りに町境を移動させるかどうか、住居表示検討委員会で検討中です。

② 中山町の一部(①との隣接エリア)

町境を恒久的な道路等に設定するため、寺山町の一部(①)を住居表示実施対象としない場合は、町境を②の東側の道路に移動させ、①と併せて②の住居表示実施も保留する可能性があります。

今回、住居表示実施対象となる可能性のある中山町全域及び寺山町の一部(①)に新町名アンケート用紙をお配りしていますが、①②の地域において平成31年度に住居表示を実施するかどうかは、未確定の状態です。(平成30年5月頃までに方向性を決定する予定です)

このことを踏まえた上で、仮に、①②で同時に住居表示を実施した場合を想定して、新町名アンケートにご協力いただければ幸いです。

※なお、アンケートにご協力いただいたことをもって、実施の可否を判断することはありません。

<中山町地区全体図>

